



親から子へつなく
悠久の森 源流の里
にしめや

広報 Nishimeya

にしめや

2026

2

No.692



「弘前市・西目屋村消防団出初式」

青の煌めきあおもり国スポ
2026 翔けろ未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

カヌー競技会
スラローム・ワイルドウォーター
開催まであと **210** 日

カヌー競技会
スプリント
開催まであと **251** 日

TOPICS

白神のまなびやより……P.2～3
いきいき健康広場……P.4
食育だより

白神だより……P.5
社会福祉協議会だより
消防だより

各種お知らせ……P.6～11
ズームアップにしめや……P.12

白神のまなびやより

たしろ保育園

舞い降りる雪・雪・雪～。身も心もへし折れそうな程、積もっていますが、今年も西目屋村の除雪は行き届いております。お陰様でたしろ保育園の子どもたちは安心・安全を確保されている事に心より感謝申し上げます。

1月5日、「正月遊び」を楽しみました。新年の挨拶をした後に福笑い、コマ回し、羽子板、けん玉、カルタ取りのコーナーに分かれて行いました。昔の遊びは、どれも体全体を使う良き運動～。心地よい体験となりました。

8日、村主催の「くらべてみよう!いろいろなお米」の食育イベントが行われ、児童クラブの子どもたち26名が参加。県職員の方が講師となり、米に関する事をクイズ形式で行いました。4種類の米を実際にさわり、匂いを嗅ぐ体験や食べ比べにも挑戦。子どもも大人も真剣に取り組み「やはり、はれわたりの風味が違うよね!すぐわかる!」と太鼓判を押された「はれわたりの」。一番おいしいお米に選出されましたよ!昼食には全てのご飯が提供され、おかわり続出の人気イベントでした。関わって下さった役場の方々有難うございました。

10日、かなりあ組とうぐいす組が児童クラブに出かけて交流会をしてきました。小学生による紙芝居は読み方が上手く、食い入るように見ていました。けん玉も上手い!体育館ではじゃんけんゲームと鬼ごっこを楽しみ、笑顔と感動が溢れる有意義な時間となりました。

今年も子どもたちが健やかに育ち幸多からん事を祈ります。

たしろ保育園 園長 山内 久子

ハイポーズ! /



西目屋小学校 一意専心 ～3学期の目標達成に向けて～

2026年がスタートしました。今年も西目屋小学校の教育活動への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

22日間の冬休みを終えて、子どもたちの明るく、元気な声が西目屋小学校に響き渡っています。1月15日に行った始業式では、全校のみんなが大きな声で校歌を歌いました。また、各学年代表の子どもたちが、3学期にがんばりたいことを発表してくれました。子どもたちが発表した内容の一部を紹介します。

● 1年生代表 高橋 花音さん

「みんなとなかよくすること、漢字検定で合格すること、なわとび記録会の持久とびで3分間とびことです。」

● 2年生代表 秋元 萌花さん

「3学期のめあては、言葉の言い方に気をつけること、道徳の時間にきちんと考えて勉強すること、進んで運動することです。めあてに向かって、がんばりたいです。」

● 3年生代表 田畑 大汰さん

「3学期にがんばりたいことは、ろうか歩行と朝の体力づくりです。3学期が終われば、すぐ4年生になるので、立派な4年生になれるように、できることをふやしていきたいです。」

● 4年生代表 米沢 優花さん

「4年生で学習した漢字を全部覚えること、朝なわとびやマラソンに遅れないで参加すること、高学年に向けて、先生や他の人に言われなくても進んで保健委員会の仕事ができるようにがんばることです。」

● 5年生代表 田澤 夢翔さん

「一つ目は、漢字検定で満点をとって合格することです。二つ目は、6年生を送る会に向けて、5年生全員の力を合わせて企画と運営に取り組むことです。三つ目は、スノーフェスティバルに向けて、全校のみんなが安全に楽しむことができるように企画委員会で話し合い、計画をしていくことです。」

(当日、欠席のため原稿のみの紹介となります。)

● 6年生代表 桂田 恵瑠さん

「一つ目は、こざん刺しをていねいに作り上げることです。二つ目は、漢字検定で四級を受けるので、勉強した成果を出すことです。三つ目は、子ども議会でしっかりと質問をすることです。四つ目は、小学校最後の大事な行事である卒業式に向けてしっかりと練習し、両親に成長した姿を見せることです。小学校で過ごす、残り少ない毎日を大切に過ごしていきます。」

3学期の登校日数は、1～5年生が48日、6年生が41日と1年間で1番短いです。全ての子どもたちが、自分の目標を達成できるように、日々励ましていきたいと思います。



高橋 花音さん



秋元 萌花さん



田畑 大汰さん



米沢 優花さん



桂田 恵瑠さん

いきいき健康広場

西目屋村保健協力員からの健康メッセージ(No.13) 『やってみよう 体を動かす 毎日を』(雪かきも運動になります!!)

歯の健康づくりに関する優秀作品等の表彰式!!

村の歯と口腔の健康づくりを推進するため、西目屋小学校児童の皆さんに、歯の健康に関する標語・キャラクターを考えてもらいました。役場職員でそれぞれ最優秀賞1名と優秀賞2名を選考し、12月16日(火)に受賞者に対して、村長から表彰状の授与と記念品(サンスター株式会社さん提供)を贈呈しました。

また、同日西目屋小学校虫歯ゼロ児童の代表者にも表彰状を授与しました。

【標語】

最優秀賞 6年 三浦 樟己さん 「いまの歯は としをとっても じぶんの歯」
優秀賞 6年 三浦 果珠さん 「歯みがきで みんなの笑顔も ピカピカに」
優秀賞 5年 佐藤 喜一さん 「百点笑顔 おいしいごはんを 白い歯で」

【キャラクター】

最優秀賞 4年 戸澤 麗愛さん 『むし歯ゼロ、元気な毎日』		優秀賞 2年 米村 璃子さん 『ぴかぴかくん』		優秀賞 2年 山下 楓禾さん 『はみがき がんばるぞう』	
--	---	--------------------------------------	---	---	--

【歯の標語・イラスト受賞者】



【むし歯ゼロ表彰者(代表者)】



【今月のいきいきDay】

日程	行事名	備考
2月4日(水)	いきいき健康広場(介護予防)	健康測定 等 場所:村いちの湯 時間10:00-11:30
2月5日(木)	いきいき健康広場(介護予防)	健康測定 等 場所:大白温泉 時間10:00-11:30 場所:白神館本館中広間 時間13:30-15:00
2月8日(日)	歯っぴー데이	歯ブラシを交換しませんか? 意識的に歯磨きをしてみましょう。

※なんでも相談窓口 健康のこと、介護のこと、生活のこと、なんでも相談してください。

西目屋村役場住民課 保健師/成田・茶谷 ☎85-2804



管理栄養士 稲宮麻耶の食育だより

冬の水分不足に要注意!

寒い季節は汗をかきにくくなるため、「夏のように水分をとらなくても大丈夫」と思いがちです。しかし、冬でも呼吸や皮膚から水分が失われています。特に暖房の効いた室内は空気が乾燥しており、水分が体外へ出やすい環境。冬はのどの渇きも感じづらく、知らないうちに水分不足に陥る危険性があります。

水分が不足すると何がいけないの?

水分が不足すると血液の流れが悪くなり、体のすみずみまで酸素や栄養が行き渡りにくくなります。その結果、「体がだるい」「疲れが取れない」「頭がぼんやりする」といった不調につながることも。さらに、腸の中の水分が足りなくなると便が硬くなり、排便がスムーズにいかなくなります。唇が荒れる、肌がかさつくといった症状も、水分不足のサインのひとつです。

何を飲めばいいの?

体を温めたいという理由から、コーヒーや緑茶、紅茶などをよく飲む方も多いかもしれません。しかし、これらの飲み物に含まれるカフェインには利尿作用があり、飲んだ水分以上に体の外へ排出されてしまうことがあります。

冬の水分補給には、白湯やあたたかい麦茶などがおすすめです。ノンカフェインの飲料を選んだり、食事の際にスープ類を取り入れたりするのも良いでしょう。

いつ飲めばいいの?

ポイントは「のどが渇く前に飲む」です。起床後、食事のとき、外出前後、入浴後など、こまめにコップ1杯ほどの水分をとりましょう。

意識的に水分をとる習慣を身につけ、元気に冬を過ごしましょう。



白神
だより
白神公社

グリーンパークもりのいずみ

毎日の除排雪作業お疲れ様です。

除排雪作業しながら、毎日思うことは、早く熱いお風呂に入って晩酌したいです。

ぜひ、むらいちの湯に温まりに来て下さい。

さて、当施設では例年通り湯治プランを開始しておりますが、今年は昼食が付いた湯治プランや以前、白神館で好評だったくま肉を使った「ジビエ」づくしの宿泊プランも限定的にもりのいずみで復活しました。

すでにお仲間内でのご利用予約も多数頂戴しております。

また、「あおたびキャンペーン」で通常の2食付きのご宿泊が20%オフでご利用頂けます。

どちらも電話予約のみとなっておりますのでお電話お待ちしております。

■問い合わせ先

グリーンパークもりのいずみ ☎85-3113

社会福祉協議会だより

赤十字会員増強・活動資金増収運動のお知らせ

日赤青森県支部では、令和8年2月1日より、令和8年度に実施する赤十字活動の資金確保のため、『赤十字会員増強・活動資金増収運動』を実施いたします。

日本赤十字社が果たすべき役割と『赤十字会員増強・活動資金増収運動』の主旨をご理解いただき、日赤青森県支部が行う赤十字活動の普及・推進のため、西目屋村の住民の皆さまの赤十字社員への加入ならびに令和8年度の活動資金のご協力について、よろしく願い申し上げます。

あなたの支援は、大切な誰かを救う力になる。

災害や事故、病気など思いがけない困難に直面した人びとに寄り添い、赤十字は、いのちと健康を支える活動を続けています。

災害時の救援、防災・減災や救急法の講習、ボランティア活動、青少年の育成そのすべては、皆さまの思いやりによって成り立っています。

あなたの支援が、見えない誰かの「ありがとう」につながり、その一歩が、大切ないのちを守る確かな力になるのです。

赤十字の活動は、皆さまからの会費や寄付金によって支えられています。

どうか、あたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

●問い合わせ先 〒030-0861 青森市長島1丁目3番1号

日本赤十字社青森県支部 総務課 会員係

☎017-722-2011

日本赤十字社青森県支部西目屋村分區

☎0172-85-2255



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society



西目屋村災害発生状況

令和7年12月末現在

	救 急	火 災	救 助	遭 難
12月件数	3	0	0	0
累 計	62	1	3	0

住宅用火災警報器の維持・管理について

住宅用火災警報器は、火災が発生した時にこそ正常に作動しなければなりません。そのためにも、日頃から「点検」と「お手入れ」をしましょう。

①点検の時期

一ヶ月に一度を目安に作動点検をしましょう。点検は居住者が自ら行って下さい。

②点検の方法(作動確認)

本体のひもを引くものやボタンを押すことで点検できる物など、機種によって異なりますので、説明書を読んで、点検方法を確認しておきましょう。

③清掃(お手入れ)

ほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなるので、家庭用中性洗剤に浸した布などを十分に絞って、軽く汚れを拭き取って下さい。

住宅用火災警報器の交換時期について

・本体の交換時期は機種によって異なりますが、目安はおおむね10年です。

①自動試験機能のある機器

機能の異常を示す音や表示がされた場合は、本体ごと交換して下さい。

②自動試験機能のない機器

本体に表示された交換期限や説明書の記載にあわせて、本体ごと交換して下さい。

※乾電池交換タイプは電池交換を忘れずに

乾電池交換タイプの物は、電池交換が必要です。定期的な作動点検の時に、「電池切れかな?」と思ったら、早めに交換して下さい。電池が寿命に近づくと音や表示で知らせる機種もあります。『詳しくは説明書・仕様書を確認するか、メーカーに直接問い合わせて下さい。』

▽問い合わせ先 消防本部予防課または消防署、分署 ●消防本部予防課 (☎0172-32-5104) ●弘前消防署目屋分署 (☎0172-85-3119)

点検



交換しましょう!!



西目屋村商工会と岩木山商工会が 合併基本協定を締結しました

令和7年12月24日(水)、岩木山商工会館において、西目屋村商工会と岩木山商工会の合併基本協定締結調印式が執り行われました。

今後は令和9年4月の両商工会の合併に向けて、令和8年度より合併協議会を設立し、各項目について協議を重ねていく予定です。

当日、立会人として署名した桑田村長からは、「財政基盤の安定と組織の強化を図り、地域の牽引役としての役割を果たしてほしい」と祝辞が述べられました。



地域おこし協力隊

皆さん初めまして。

1月5日に着任しました、皆川巧(みなかわ

たくみ)と申します。私

の主なミッションは、

就農に必要な技術の

習得や農産物の商品

開発等になります。農

業初心者ですが少し

ずつ出来る事を増やし

て地域の皆さんに貢

献できたらと思います。他にも地域の行事に参加し

て皆さんに顔と名前を覚えて頂けるよう努めてい

きます。

また学生時代からバスケットボールをやっている

ので、そちらの方でも皆さんと交流ができれば

嬉しいです。

今は雪が残っていて農作業はできていませんが、

雪が溶ければ本格的に農作業が始まるので西目屋

村の力になれるよう頑張ります!どうぞよろしくお

願います!



『令和8年4月1日から、 住所・名前の変更登記が義務化されます!』

所有権の登記名義人の住所や氏名の変更登記がされないため、登記簿を見ても所有者の住所や氏名が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっていることから、令和8年4月1日から、これまで任意だった住所、氏名及び会社・法人の名称の変更登記が法律上義務化されます。

これにより、所有権の登記名義人は、住所、氏名及び会社・法人の名称の変更の日から2年以内に、変更登記を法務局に申請する必要があります。

また、令和8年4月1日より前に変更があった場合も対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしていただく必要があります。

※正当な理由がないのに住所等変更登記をしない場合には、5万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局(予約制の手続案内を実施中)や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

◎法務省ホームページ

「住所・名前の変更登記が義務化されます!」

はこちら▶▶▶



■問い合わせ先:青森地方法務局弘前支局 ☎0172-26-1150

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分(令和6年8月1日～令和7年7月31日)の合算額が限度額(※表参照)を超えた場合、その超えた金額が支給されます(500円以下の場合是对象外)。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬(予定)に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になると思われる方はお問い合わせください。

所得区分		後期高齢者医療+介護保険
現役並み所得Ⅲ ※1		212万円
現役並み所得Ⅱ ※2		141万
現役並み所得Ⅰ ※3		67万円
一般Ⅰ	一般Ⅱ	56万円
低所得Ⅱ ※4		31万円
低所得Ⅰ ※5		19万円

※1: 課税所得690万円以上の方

※2: 課税所得380万円以上690万円未満の方

※3: 課税所得145万円以上380万円未満の方

※4: 世帯員全員が住民税非課税の方

※5: 世帯員全員が住民税非課税の方のうち、
世帯員全員の各所得金額が0円の方
(公的年金の場合は収入が年額80.67万円以下)

自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護(予防)サービス費を除いた額です。

●申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・マイナ保険証又は後期高齢者医療資格確認書
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード)
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住基カード、障がい者手帳など身元のわかるもの)
- ・印鑑(認印) ※申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要です。
- ・通帳(または通帳のコピー)等口座情報のわかるもの

問い合わせ先 役場住民課 ☎85-2803

2 医療費通知書の送付・コールセンターの設置について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくためにお送りするお知らせです。

例年、年1回医療費通知書を送付していましたが、今年度より医療費通知書を活用して医療費控除の申告をされる方々の利便性向上のため、年2回送付します。

2月中に確定申告される方は、11ヶ月分の医療費通知書と医療機関発行の領収書(12月診療分)をご活用願います。

	送付時期	記載された診療月
1回目	2月中旬	1月～11月診療分
2回目	3月中旬	12月診療分

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、確定申告に活用するための1年分の医療費通知情報を、例年、2月9日からマイナポータルで取得可能です。

医療費通知書に関してご不明な点がございましたらコールセンターへご連絡ください。お電話の際は、被保険者番号がわかるもの(資格確認書等)をご用意ください。

●後期高齢者医療費通知書コールセンター

0120-905-244

受付期間／令和8年2月2日～令和8年3月19日まで(土日祝を除く) 受付時間／午前9:00～午後5:00

宮下知事と対話しよう! 「#あおばな」実施団体募集

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声をお聴きする、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

対 象：県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体等

募集期間：令和8年2月13日(金)～2月27日(金)

実施期間：令和8年4月20日(月)～6月30日(火)

応募方法：専用応募フォームから申込

問い合わせ先：青森県総務部広報広聴課

☎017-734-9138



【県庁ホームページ】

「解決の糸口を見つけに行こう!」 相談会

市町村と連携して生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。弁護士と信用生協相談員が家計や暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

実施日時：2026年2月28日(土) 10:00～16:00

場 所：信用生協弘前事務所

(弘前市城東4-5-1 ナラオカビル2F)

対象の相談：①お金の問題(多重債務問題など)、②遺産相続、③不動産売買、④税金等公共料金の滞納、⑤DV・離婚問題、⑥その他暮らしに関する悩み事

※相談の内容によっては対応できない場合があります。

相 談 料：無料。ただし事前の予約が必要です。

予 約 先：信用生協 弘前事務所 ☎0120-102-354

弘前税務署からのお知らせ

【所得税・消費税・贈与税確定申告書作成会場の開設】

- 開設場所 弘前市立観光館(弘前市大字下白銀町2-1) 1階多目的ホール
- 開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)《土、日、祝日を除く》
- 開設時間 午前9時～午後4時
- 注意事項 会場の駐車場は有料です。なお、駐車可能台数に限りがありますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

※1 スマホ(又はパソコン)とマイナンバーカードを利用して、自宅からe-Taxで24時間申告することができますので、是非ご利用ください。

※2 申告書作成会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。

当日の相談受付は、相談枠に限りがありますので、オンライン事前予約を是非ご利用ください。

なお、LINEによるオンライン事前予約は、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントのお友達追加が必要です。

■問い合わせ先

弘前税務署個人課税第一部門

住所 弘前市大字本町2-2

☎0172-32-0331(代表)

(自動音声「2」番を選択してください。)

LINEのお友達追加はこちら



労働委員会委員による労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

開催日時及び場所

開催日	時 間	場 所
2月15日(日)	10時00分～12時00分	青森県労働委員会 (東奥日報新町ビル4階)
3月 3日(火)	13時30分～15時30分	
3月15日(日)	10時00分～12時30分	

対 象 者 県内の労働者・事業主

対 応 者 青森県労働委員会委員

青森県の行政機関の一つ。労働問題について専門的知識を持つ、公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)で構成されており、中立・公正な立場で労働問題を解決します。

そ の 他 費用無料、秘密厳守、随時受付(予約優先)

問い合わせ先 青森県労働委員会事務局

☎017-734-9832 FAX 017-734-8311

建設工事コンサルタント

建設ICT・CIM対応



北村技術株式会社

本 社 〒036-8061 青森県弘前市大字神田4丁目1-21
TEL 0172-31-5655(代表) FAX 0172-31-5622

宮城支店 〒989-6116 宮城県大崎市古川李埴字前田68-4
TEL 0229-87-3955 FAX 0229-87-4326

作 業 所 青 森 ・ 十 和 田 ・ 八 戸

Next innovation
会社が培った情報という財産を次の時代に活かす。

ACS 株式会社 青森電子計算センター

■本社 / 青森市三内丸山393-270(西部工業団地内) TEL. 017-761-5301

■弘前営業所 / 弘前市大字神田3-2-3(角弘前支店2F) TEL. 0172-35-0882

青森地方裁判所からのお知らせ

ご存じですか？知財調定

知財調定とは、ビジネスの過程で生じた知的財産権に関する紛争（特許権、著作権、商標権、不正競争防止法に定める不正競争）について、当事者双方の話し合いにより解決を図る手続です。

裁判官、知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成される調停委員会とともに紛争解決を目指します。

東京地方裁判所、大阪地方裁判所で運営しておりますが、ウェブ会議を利用して手続きに参加できますので、ぜひ気軽にご相談ください。

離婚と子どもをめぐるルールが新しくなります！

令和8年4月1日より、改正民法が施行され、離婚後に父母双方を親権者として定める共同親権を選択することができるようになります。また、離婚時に養育費の取り決めをしていなくても、一定額の法廷養育費を要求することができるようになります。

話し合いでまとまらない場合は、家庭裁判所の手続きを利用して解決を図ることも考えられます。手続案内や申立書については、裁判所ウェブサイトでご案内しております。また、今回の法改正による内容を詳しく知りたい方は、特設ページ「離婚と子どもをめぐる新しいルールについて」をご覧ください。



特設ページURL

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_kaisei/index.html

二次元コード

問い合わせ先 青森家庭裁判所 ☎017-722-5421

自動車税(種別割・環境性能割)の減免制度のお知らせ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、またはその方と生計を一にする方が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、その障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当する時には、申請により自動車税(種別割・環境性能割)の減免を受けることができます。

詳しくは、中南地域県民局県税部までお問い合わせください。

※軽自動車(種別割)については、村税務担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先 中南県税事務所 納税管理課 ☎32-4341

西目屋村役場税務会計課 ☎85-2805



光と快適環境を創造する

電気設備工事・太陽光発電設備・電気土木工事



嶋津電気株式会社

弘前市大字八幡町2丁目7番地6 ☎0172-34-3736

有限会社 環境プラント

古河産機システムズ(株)特約店

〒036-8084 青森県弘前市大字高田1丁目13番地1号
工場 〒036-8112 青森県弘前市大字堀越字鎧田49-2
TEL (0172)28-1481・FAX(0172)28-1482
E-mail kankyou@kankyou-plant.co.jp

就学援助費の交付申請について

村では、経済的理由により就学が困難な児童がいる家庭に対し、児童が安心して勉強できるよう学用品費などを援助しています。

この制度を利用するには、家庭の所得状況等の確認をする必要がありますので、事前に教育委員会へご相談ください。

また、申請用紙は教育委員会にありますので、本年4月から希望される場合は、令和8年3月13日(金)までに関係書類の提出をお願いいたします。

西目屋村奨学生の募集について

村では、令和8年4月から奨学金の貸し付けを希望される方を下記のとおり募集します。

- 1 **対象者** 高等学校以上の学校に在学する優秀な生徒又は学生のうち、経済的理由により就学困難と認められる者
- 2 **貸付額** (1) 高等学校又はこれと同程度の学校に在学している者
月額 15,000円(限度額)
(2) 大学院、大学、短期大学、専門学校又はこれと同程度の学校に在学している者
月額 50,000円(限度額)
- 3 **返還方法** 卒業1年後から10年以内に一括、半年賦又は年賦で貸与を受けた金額を返還していただきます。
- 4 **貸付利息** 無利息
- 5 **申込み方法** 貸し付けを希望される方は、令和8年3月13日(金)までに次の書類を教育委員会に提出してください。
(1) 奨学生願書(教育委員会に備え付け)
(2) 学業成績証明書
(3) 所得課税証明書(同一世帯全員分)
(4) 印鑑登録証明書(連帯保証人2名分)
(5) 在学証明書(4月1日以降4月末までに提出)
- 6 **決定** 教育委員会で審査の上、決定します。

※貸し付けを受ける際は、2名の連帯保証人が必要となります。

※貸付期間中の退学または奨学生世帯が村外に転出したときは、既に貸与した期間と同一期間内で返還していただきますので、特にご注意ください。

問い合わせ先:西目屋村教育委員会教育課学務係 ☎85-2858



弘成舗装株式会社

〒036-8081 弘前市大字福田字花岡22-3
TEL(0172)28-5303 FAX(0172)28-5344
現場事務所 弘前市大字福村字下川原2-5
資材置場 弘前市大字田園一丁目2-7
携 帯 090-4313-7965
E-mail kouseihosou@ia4.itkeeper.ne.jp

私有地・敷地等

舗装工事承ります





令和7年12月届出分

「戸籍の窓」は原則として「本籍が西目屋村にある方」を掲載しています。掲載を希望しない方また当村に本籍がなくて掲載を希望する方などがありましたら、必ず広報係までお申し出ください。

おくやみ

坂田 まめ (97)
.....村市



R7.12月末現在
()は前月比
村の人口

男 性	546人	(1)
女 性	620人	(-2)
合 計	1166人	(-1)
世帯数	523世帯	(-1)

第6弾西目屋応援商品券「目屋ズーミ」について

令和8年2月より第6弾西目屋村応援商品券「目屋ズーミ」が指定の商品券取扱店で利用できるようになりました。有効期限がございますので、期限内にご利用ください。

※燃料費高騰による経済的負担の軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、商品券を配布します。

■商品券を受け取れなかった方

郵便局の保管期間を経過して村に返送される商品券は、役場産業課で保管します。世帯員のどなたかが当該へ受け取りにお越しください。

なお、引き渡しの際に、本人確認をさせていただきますので、印鑑と運転免許所等の本人確認ができるものを持参してください。

■問い合わせ先 西目屋村役場産業課(商工観光係) ☎85-2800



水道料金基本料、量水器使用料及び 農集排施設使用料金基本料の免除について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を通じた地方創生を図ることを目的とした国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金基本料、量水器使用料及び農集排施設使用料金基本料を次のとおり免除します。

対象者: 西目屋村の水道及び農集排を使用している住民及び企業等

※使用者が国又は地方公共団体の機関等は対象外

期 間: 令和8年2月請求分から令和9年1月請求分までの12ヶ月間

【問い合わせ先】西目屋村役場建設課(水道係) ☎85-2802



放送大学入学生募集のお知らせ

放送大学では2026年度4月入学生を募集しています。「大学を卒業したい」「働きながらスキルアップしたい」「学びを楽しみたい」など、それぞれの目的で様々な年代や職業の方が学んでいます。入学試験がなく、誰でも入学できます。受講から単位認定試験までオンラインでできるため、今の時代の学び方としても注目を集めています。

出願期限は2026年3月16日まで。

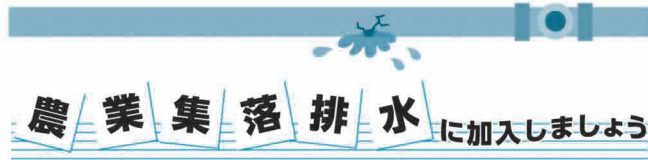
資料を無料でお送りしますので、お気軽に放送大学青森学習センターまでご請求ください。

詳しくは、放送大学ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

放送大学青森学習センター ☎0172-38-0500

ホームページ <https://www.ouj.ac.jp>



農業集落排水(下水道)は、水環境の悪化により生態系などに様々な影響を及ぼす生活排水を集めて、きれいな水に処理することによって、農業用排水及び河川の水質改善を図り、快適な生活が送れるようになります。

排水設備工事や水洗便所改造工事をする場合は、役場建設課(☎85-2802)までご連絡ください。

青の煌めきあおもり国スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会



協賛のぼり募集中

企業・団体の認知度向上を図る広告として、全国から訪れる方々をお迎える装飾として、ぜひともご協力のほどお願いします！

実行委員会で 制作・発注対応いたします

- ・制作費については、印刷業者から協賛者様へ請求書が送付されます
- ・協賛枠内は、企業名の文字情報のみ表示します
- ※所定フォント表記、ロゴマーク掲載なし

協賛者様にて発注・納品いただく場合

- ・指定のデザインデータを提供いたします
- ・協賛枠内は、自社ロゴ・企業名を自由に配置可能です

個人での協賛も承ります。費用や申込方法など詳細はHPIに掲載しています。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

青の煌めきあおもり国スポ
西目屋村実行委員会 ☎0172-26-5056

HPIは
こちら



長寿祝金



三浦レエ子さん（村市）が満88歳になられ、村長から長寿祝金が贈られました。

これからもお体を大切にして長生きなさってください。



右：三浦レエ子さん

援護事業功労者の 厚生労働大臣表彰について

今般、多年にわたり、西目屋村遺族会理事として戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護に貢献された功績により、藤井ツナさんが厚生労働大臣から表彰されました。

藤井さんのご貢献に心から敬意と感謝を申し上げます。

弘前市・西目屋村消防団出初式

1月12日、弘前市・西目屋村消防団出初式が弘前市土手町通り・弘前文化センターで行われました。

本村からは消防団員約30人が参加し、土手町通りで人員服装点検・機械点検・分列行進が行われました。

その後、弘前文化センターにて各賞の表彰が行われ、対象者に表彰状が授与されました。

当日は、雪が降る中での開催でしたが、多くの観客が詰めかけていました。

西目屋村長表彰（敬称略）

消防団歴20年以上

田澤 勇也（第3分団長）



編集
後記

今シーズンは、雪が少ないのではないかと勝手に予想していましたが、明けない夜はない。降らない冬もない。という事のように、今シーズンもしっかり降っていますね。
しんと雪が降る中で、雪が周囲の音を吸収していく感じが好きで、その無音をちゃんと感じたくてつい動きを止めてしまいます。

